

令和8年1月30日開催

令和7年度
燕市農業委員会第10回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第10回総会 議事録

1. 開催日時 令和8年1月30日(金曜日)

午後1時30分～午後1時59分

2. 開催場所 燕市役所 4階 委員会室

3. 出席委員(25名)

1番 小川 芳秀	11番 矢澤 実	21番 五十嵐 博子
2番 片桐 正敏	12番 荻原 一郎	22番 笹川 勇雄
3番 和田 正春	13番 藤田 浩介	23番 小杉 祥子
4番 遠藤 忠夫	14番 長谷川 治仁	24番 三浦 哲郎
5番 瀬戸 一義	15番 山浦 博	25番 澁木 誠治
6番 阿部 恵作	17番 大矢 陽子	26番 江口 保
7番 山田 直子	18番 玉木 美奈子	
8番 岩野 稔	19番 澤口 隆行	
9番 山崎 登美雄	20番 土田 喜七	
10番 江辺 耕一		

4. 欠席委員

欠席 1名 16番 志田 晃

欠員 0名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第34号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について

報告第35号 農地の転用事実に関する照会について

報告第36号 地域計画変更(案)に関する意見について

(4) 議事

議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 43 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 44 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 加藤 篤聡 次長 広瀬 美佳子 係長 小林 孝裕

7. 総会議長

和田 正春 （会長）

8. 議事録署名委員

13 番 藤田 浩介 14 番 長谷川 治仁

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の委員の欠席は、議席番号 16 番 志田 晃 委員であります。各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきまして、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いいたします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は 25 名であります。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第 10 回総会を開会致します。それでは、日程 2 の議事録署名委員の選任についてであります。議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の 2 名を指名致します。</p> <p>議席番号 13 番 藤田 浩介 委員及び 議席番号 14 番 長谷川 治仁 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程 3 の会長報告についてであります。会長報告第 34 号から第 36 号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第 34 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（合意解約）について」であります。各種契約の一番目のみ読み上げさせていただきます。</p>
事務局	<p>初めに小作権の解約であります。</p> <p>受付番号 164 番 大保字原の田、1 筆、56 ㎡、所有者の都合に伴う小作権の解約であります。</p> <p>小作権の解約は、4 件、21 筆、3,400 ㎡となります。</p>
事務局	<p>続きまして、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 168 番 又新字関上の田、4 筆、1,897 ㎡、中間管理事業へ移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>利用権の解約は、5 件、26 筆、49,195 ㎡となります。</p>

事務局	<p>続きまして、農協転貸の解約であります。 受付番号 173 番 国上字居下の田、計 2 筆、1,335 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。 農協転貸の解約は、1 件、2 筆、1,335 m²となります。</p>
事務局	<p>続きまして、中間管理事業の解約であります。 受付番号 174 番 国上字太田前、他の田、計 5 筆、9,210 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。 中間管理事業の解約は、24 件、88 筆、123,224 m²となります。</p>
事務局	<p>合意解約の総合計は、34 件、137 筆、177,154 m²となります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 35 号「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p>
事務局	<p>受付番号 17 番 桜町字小屋場の畑、計 1 筆、314 m²、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無は有り、昭和 41 年 12 月 21 日、新潟県指令巻農地第 3867 号、農地法第 5 条、露天材料置場、用途地域であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 36 号、「地域計画変更（案）に関する意見について」であります。 地域計画変更（案）について、農政課より意見聴取がありました。 申請番号 47 番から 48 番の計 3 筆、1,565 m²について、燕市農業委員会事務局規程の事務局長専決により意見なしの旨、回答いたしましたので報告いたします。 説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問等を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。 （質問なし）</p>
議長	<p>ご質問が無いようですので、日程 4 の議事に入ります。</p>
議長	<p>それでは、議案第 41 号「農地法第 3 条の規定による許可申請につ</p>

	いて」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 41 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」であります。
事務局	受付番号 51 番 横田字諏訪河原、他の田畑、計 9 筆、1,138 m ² 、契約内容は売買、対価は 10a 当り〇円、位置図は議案資料の 1 頁をご覧ください。
事務局	受付番号 52 番 吉田法花堂字中村、他の田畑、計 7 筆、9,863 m ² 、契約内容は贈与、位置図は議案資料の 2 頁をご覧ください。
事務局	受付番号 53 番 大保字原の田、1 筆、56 m ² 、契約内容は贈与、位置図は議案資料の 3 頁をご覧ください。
事務局	受付番号 54 番 熊森字八幡田の田、計 3 筆、1,603 m ² 、契約内容は売買、対価は 10a 当り〇円、位置図は議案資料の 4 頁をご覧ください。
事務局	以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件については去る 1 月 22 日、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、阿部副委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
阿部副委員長	1 月 22 日、午後 1 時 30 分より、市役所 2 階 201 会議室で、第 3 事前審査委員会、出席委員 8 名による審査を行いました。審査の結果、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」4 件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、阿部副委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、副委員長

	<p>報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、副委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>それでは議案第 42 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 42 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」であります。</p>
事務局	<p>受付番号 8 番 殿島二丁目の田、1 筆、56 m²、転用目的は公衆用道路。位置図・土地利用計画図は、議案資料 5 頁をご覧ください。</p> <p>平成 27 年に当該地を相続しましたが、許可申請の手続きを怠っていたことが判明し、公衆道路敷地として申請するものです。</p> <p>申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第 3 種農地であると判断される所でございます。なお、始末書が添付されておりますので、事前審査委員会で読み上げさせていただきます。</p>
事務局	<p>受付番号 9 番 小高字藤曲の畑、1 筆、400 m²、転用目的は車庫、駐車場 4 台。位置図・土地利用計画図は、議案資料 6 頁をご覧ください。</p> <p>親族が事業を営んでおり、車庫と来客用の駐車場 4 台を建設するものです。</p> <p>申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第 3 種農地であると判断される所でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても第 3 事前審査委員会が開催されておりますので、阿部副委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>

阿部副委員長	<p>審査の結果「農地法第4条の規定による許可申請」2件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、阿部副委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、副委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、副委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>それでは議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」であります。</p>
事務局	<p>受付番号43番 桜町字小屋場の田、1筆、509㎡、転用目的は宅地分譲2区画、契約内容は売買、令和8年6月20日完工予定。位置図、土地利用計画図は議案資料の7頁をご覧ください。</p> <p>不動産業を営んでおり、当該地を購入し、宅地分譲2区画として整備するものです。</p> <p>申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号44番 四ツ屋字家ノ浦、他の田畑、計3筆、167㎡、転用目的は住宅。契約内容は売買、令和8年7月31日完工予定。位置図、土地利用計画図は議案資料の8頁をご覧ください。</p> <p>現在アパートに住んでおりますが、手狭となったため、当該地と隣地している宅地を一体利用し、住</p>

事務局	<p>宅を建設するものです。</p> <p>申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 45 番 道金字屋敷付の田、1 筆、268 m²、転用目的は住宅。契約内容は使用貸借、令和 8 年 12 月 31 日完工予定。位置図、土地利用計画図は議案資料の 9 頁をご覧ください。</p> <p>現在アパートに住んでおりますが、手狭となったため、親族より当該地を借受け、住宅を建設するものです。</p> <p>申請地は、農振白地で前面道路に水道管やガス管が埋設されており、500m以内に2つ以上の公益的施設があるため、市街地化が進んでいる区域にある農地であることから、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 46 番 井土巻五丁目の田、1 筆、750 m²、転用目的は貸駐車場 35 台。契約内容は売買、令和 9 年 1 月 15 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 10 頁をご覧ください。</p> <p>付近の自動車販売店へ貸し出すため、当該地を購入し、貸駐車場 35 台として整備するものです。</p> <p>申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 47 番 井土巻五丁目の田、計 6 筆、1,530 m²、転用目的はアパート 16 戸及び駐車場 29 台。契約内容は売買、令和 9 年 1 月 15 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 11 頁をご覧ください。</p> <p>業務の拡大をはかるため、当該敷地を購入し、アパート 16 戸及び駐車場 29 台を建設するものです。</p> <p>申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が</p>

事務局	<p>整っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 48 番 小高字本地の畑、計 2 筆、225 m²、転用目的は住宅。契約内容は売買、令和 8 年 6 月 1 日完工予定。位置図、土地利用計画図は議案資料の 12 頁をご覧ください。</p> <p>現在アパートに住んでおりますが、手狭となったため、当該地を購入し、住宅を建設するものです。</p> <p>申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても第3事前審査委員会が開催されていますので、阿部副委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
阿部副委員長	<p>審査の結果「農地法第5条の規定による許可申請」6件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議長	<p>只今、阿部副委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、副委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、副委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議長	<p>次に、議案第44号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第44号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画</p>

	(案) に関する意見について」であります。
事務局	<p>売買の促進計画になります。</p> <p>番号 1 番、1 件、1 筆、361 m²、対価は 10a 当り〇円です。</p>
事務局	<p>貸借設定の 10 年の促進計画であります。</p> <p>番号 1 番に始まり、番号 614 番まで計 61 件、614 筆、885,401.55 m²、設定期間は令和 18 年 3 月 31 日までの 10 年になります。</p>
事務局	<p>9 年の促進計画であります。</p> <p>番号 615 番に始まり、番号 620 番まで 1 件、6 筆、9,295 m²、設定期間は令和 17 年 3 月 31 日までの 9 年になります。</p>
事務局	<p>8 年の促進計画であります。</p> <p>番号 621 番に始まり、番号 624 番まで 1 件、4 筆、4,067 m²、設定期間は令和 16 年 3 月 31 日までの 8 年になります。</p>
事務局	<p>6 年の促進計画であります。</p> <p>番号 625 番に始まり、番号 633 番まで 1 件、9 筆、8,154 m²、設定期間は令和 14 年 5 月 6 日までの 6 年になります。</p>
事務局	<p>5 年の促進計画であります。</p> <p>番号 634 番に始まり、番号 795 番まで 27 件、162 筆、190,415 m²、設定期間は令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年になります。</p>
事務局	<p>2 年の促進計画であります。</p> <p>番号 796 番、1 件、1 筆、978 m²、設定期間は令和 10 年 4 月 5 日までの 2 年になります。</p>
事務局	<p>続きまして、貸借の移転であります。</p> <p>番号 1 番に始まり、番号 21 番まで 1 件、計 21 筆、17,020 m²、残期間は令和 15 年 4 月 5 日までの 7 年になります。</p>
事務局	<p>番号 22 番に始まり、番号 23 番まで 1 件、計 2 筆、1,866 m²、残期間は令和 12 年 12 月 31 日までの 5 年になります。</p>
事務局	<p>番号 24 番に始まり、番号 30 番まで 1 件、計 7 筆、6,763 m²、残期間は令和 10 年 12 月 31 日までの 3 年になります。</p>

事務局	<p>なお、関係委員の案件として、貸借設定の番号 72 番から 89 番、639 番から 643 番に玉木委員、番号 222 番から 223 番に志田委員、644 番に五十嵐委員、705 番から 706 番に小川委員、791 番から 794 番に和田委員、796 番に山浦委員の案件があります。説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても第 3 事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である貸借設定の番号 72 番から 89 番、639 番から 643 番、222 番から 223 番、644 番、705 番から 706 番、791 番から 794 番、796 番を除いて、阿部副委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
阿部副委員長	<p>審査の結果、農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画について、関係委員の案件 33 筆を除く、794 筆について、意見は特になかった事を報告致します。</p>
議長	<p>只今、阿部副委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、副委員長報告のとおり、農用地利用集積等促進計画について、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、副委員長報告のとおり、意見は「特になし」とする事に決しました。</p>
議長	<p>ここで、議長を職務代理と交代致します。</p>
議長(職務代理)	<p>それでは、会長に代わり議事を進行致します。関係委員である、1 番 小川 芳秀委員、3 番 和田 正春委員、15 番 山浦 博委員、18 番 玉木 美奈子委員、21 番 五十嵐 博子委員は退室願います。</p> <p style="text-align: center;">(関係委員 退室 午後 1 時 56 分)</p>
議長(職務代理)	<p>関係委員の案件である 33 筆について、阿部副委員長より審査結果</p>

阿部副委員長	<p>内容の報告をお願い致します。</p> <p>審査の結果、関係委員の案件である 33 筆について、意見は特になかったことを報告致します。</p>
議長(職務代理)	<p>只今、阿部副委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長(職務代理)	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、副委員長報告のとおり、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長(職務代理)	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、副委員長報告のとおり意見は「特になし」とする事に決しました。</p> <p>関係委員は、入室願います。</p> <p>(関係委員 入室・着席 午後 1 時 58 分)</p>
議長(職務代理)	<p>退席された委員に報告します。関係委員の案件につきましては、意見は特になしとする事に決しました。ご協力ありがとうございました。</p> <p>ここで議事の進行を会長にお返し致します。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しました。なお、議案第 44 号の案件につきましては、県の公告により効力が発生する事になります。</p> <p>これにて、燕市農業委員会第 10 回総会を閉会致します。</p> <p>(終了時刻 午後 1 時 59 分)</p>

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第 14 条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

総 会 議 長

議事録署名委員

議事録署名委員
